

第1回横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会議事録	
日 時	令和元年12月19日(木) 午後1時30分から午後2時20分まで
場 所	港北区役所特別会議室
出席者	飯島委員、岡本委員、加藤修委員、加藤良一委員、川原委員、永野委員、西田委員、福松委員、宮田委員
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者なし) ※ただし、議題3以降は非公開
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出について 2 会議の公開・非公開について 3 公募要項について 4 選定基準について
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 西田委員を委員長とする。 永野委員を委員長職務代理人とする。 2 第1回指定管理者選定委員会は、公募要項及び選定基準については非公開とする。 第2回指定管理者選定委員会は、応募法人の面接審査及び審査・選定のいずれも非公開とする。 3 公募要項については、案のとおりとする。 4 選定基準については、案のとおりとする。
議 事	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長の選出について 委員長に西田委員を選出。職務代理人として永野委員を指名。 2 会議の公開・非公開について (事務局) 会議の公開・非公開の考え方について、事務局案を説明。 ・応募法人に対する公平性を保つため、第1回選定委員会の「公募要項について」及び「選定基準について」は非公開。第2回選定委員会での応募法人への面接審査及び審査・選定のいずれも非公開とする。 (委員長) 案のとおりでよろしいか。 (委員一同) 異議なし。 3 公募要項について (事務局) 選定スケジュール及び公募要項について、事務局案を説明。 (委員) 公募要項P.26に「接触の禁止」とあるが、公募要項等が公表されると誰が委員になっているかが公になる。通常の事業での接触は問題ないか。 (事務局) 選定に係る接触について禁止しているので、通常の事業での接触は問題ない。 (委員長) 案のとおりでよろしいか。 (委員一同) 異議なし。 4 選定基準について (事務局) 次のとおり、事務局案を説明。

	<ul style="list-style-type: none"> ・評価項目及び審査方法について説明。 ・評価項目のうち、財務状況については、選定委員のうち財務に関する有識者が、健康福祉局による外部評価の結果を参考にして評価を行い、その評価結果及びその評価を付けた理由を選定委員会で共有する。財務に関する有識者以外の選定委員は、その評価結果及びその評価を付けた理由を参考にして、各自評価を実施する。 ・前期の指定管理業務の実績については、事務局で作成した実績報告書を基に、団体から提出された計画書を参考に採点を行う。 ・審査は書類審査及びヒアリングで行う。 ・評価項目 1 から 6 は 5 段階評価（配点が 5 点以上の項目は、係数をかけて評点とする）で行う。評価項目 7 (1) 前期の事業実績については、-10～15 の任意の点数、(2) 過去 3 年の非常勤職員充足率については、満たしているか否かの 2 段階評価とする。 ・ヒアリングは法人名を伏せて行う。ただし、応募法人が 1 法人のみの場合は、法人名を明らかにすることも可とする。 ・応募法人判明後、法人との利害関係がないことの確認を行い、利害関係が認められた場合、その委員は当該ケアプラザのヒアリング及び審査は除斥する。 ・評価の結果、合計得点の高い順に指定候補者と次点候補者とする。 ・同点 1 位の場合は、その法人を対象とし、委員の多数決により決定。なおも決まらない場合は、委員長判断とする。 ・最低制限基準を設けることとし、評価項目 1 から 6 の総合計の 6 割とする。応募法人が 1 法人のみの場合でも最低制限基準に満たない場合は選定されない。 <p>(委員長) 案のとおりでよろしいか。 (委員一同) 異議なし。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>第 2 回横浜市港北区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会 開催日時：令和 2 年 4 月 9 日（木）、16 日（木） ※時間及び開催場所については、後日連絡。</p>